

## 令和5年度スポーツ連携事業にかかる動画制作業務委託 仕様書（案）

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は委託候補者と協議を行い、協議が整った場合は、当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

### 1 委託業務名

令和5年度スポーツ連携事業にかかる動画制作業務

### 2 委託期間

契約締結日 から 令和5年8月31日 まで

### 3 目的

プロスポーツ団体大宮アルディージャVENTUS（女子チーム）の協力を得て、人権啓発動画を制作し広く周知することにより、県民の人権意識の高揚を図ることを目的とする。

### 4 動画の用途

- （1）大宮アルディージャ ホーム試合での放映
- （2）県ホームページ及び各SNS（YouTube 及び Twitter 等）への掲載
- （3）さいたま地方法務局のSNS（Twitter 等）への掲載

### 5 委託業務の内容

人権啓発動画作成に必要な業務及び付随する業務一式

#### （1）動画制作

##### ア 動画の内容・条件

- ・ 大宮アルディージャVENTUSの選手が出演する30秒の動画とする。なお、大宮アルディージャVENTUSの選手の出演料は含まないものとする。
- ・ 動画の視聴者が啓発テーマ及び人権について、考え、行動するきっかけとなるような動画を制作すること。
- ・ 動画の構成やシナリオについては、事業の目的に基づき、受託者が作成すること。
- ・ 動画に合わせたテロップ、BGM等を挿入すること。
- ・ 県の提供する、埼玉県、大宮アルディージャ、さいたま地方法務局、人権啓発ネットワーク協議会のロゴマークやキャラクター等を掲載す

ること。

イ 啓発対象

一般県民

ウ テーマ

人権啓発（性の多様性）

エ 納品について

YouTube に掲載可能な形式のデータを令和 5 年 7 月 21 日（金）までに  
県人権・男女共同参画課へ電子データで納品すること。

オ 編集・校正

受託者は動画制作等の校正に対応すること。

## 6 成果物に関する権利の帰属

(1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。

(2) 本業務の履行に伴い新たに発生する成果物等に対する著作権（著作権法第  
27条・第28条に規定する権利を含む）等はすべて県に帰属し、県は受託  
者に許可を得ることなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用で  
きるものとする。

受託者は、県が成果物等を利用する際に、著作権人格権を行使しないもの  
とする。

(3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するも  
のを使用する場合、第三者との間で発生する著作権とその他知的財産権に  
関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

なお、本業務における動画や素材に使用した第三者が権利を有する既存資  
料等について、権利は第三者が引き続き有するが、県は受託者に許可を得る  
ことなく Web での使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。

(4) 動画作成後に、動画に出演した者より動画が放映されることに不都合が生  
じる旨の申し出があった場合は、県と協議の上、対応を決定すること。

## 7 業務実施に関する留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならな  
い。

ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業  
務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を

十分に遵守すること。

- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 委託事業終了後に委託契約額を確定した結果、受託者に本業務により発生した収入がある時で、得られた収入から委託契約額を上回る事業費を差し引いてもなお受託者に収入がある場合、当該収入は埼玉県に返還するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

#### 8 定めのない事項等

この仕様書に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じた場合は、委託者、受託者の両者協議の上定めるものとする。